日本一統志

百三十五

六十七

862
160

類
號
69冊

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

福原達夫氏寄贈本

特3 一1

帝国図書館蔵

日本一統志卷第百三十五上

目録

一 十月七日將軍家平壓ノ儀ヲ神社ニ詣ス

一 附赤村長門ヲ真田幸村ハ書ヲ送リ勝川領大使之事

一 真田源左衛門幸村方ヘ再三使ヲ遣ス

一 大坂城責ノ法捻ヲ事

一 附樹泉寺國ノ地下人古科代ヲ作ル事

一 兵粮軍家伝ヲ訴訟ス世三四郎坂ヲ三十帝

福原滿三郎氏記念圖書

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』　請求記号 862-160

ガラス使用

帝国図書館蔵

日本一統志卷第百二十五上

十月十七日將軍家平野へ法華堂に
附木村長門守吉田幸村に書を送り御門徒
吉文使之事
其吉田源左衛門幸村方へ再三使を仰せ
吉程ゟ慶長十九年十月十七日の別
大坂新法華寺ゟ住吉へ法華を分け今日將軍
家平野へ出陣の儀ハ此節出來
の御吉家物の先へ金地院兼西教法下道出奏者
三人京奥ゟ法使へ但し紀裏の編成物と云

下賜一枚ゝ法家物の内より信玄公の末の出陣の
拾ゝ家康も三人法師武者ゝゝ義
輝より中の方に住吉へ出陣の事大友義
実ゝ内ゝ法花の軍勢吉幡幕と書て屏みゝゝ
ゝゝきゝ石塔よりと信へ入渡さ新き侍ゝ
あ旅車馬ゝゝ出ゝゝ
然ハ今日本村長門守方より屋ゝの出九ゝ国方
へ書と送ゝゝ使ハ瀧川義雲ゝゝ大剛の士
瀧川左近将監ゝ物ゝ本村方より上をゝ付る
寸志の祝儀と思ゝいゝ家康法運強き九

ゝ事成仕保さゝゝ及ゝ度大坂城中の云甲斐
なき軍評定の虚説ゝゝ国度の九事ゝも聚
ゝゝ長門守年ゝに成ゝ九不仕ゝ屋ゝ吏ゝ
及ゝ来ゝゝ今日家康ゝゝ
住吉ゝ法花ゝゝゝ
ゝ庫の砌押掛ゝ
大勝出ゝゝ例の指南ゝの古押ゝゝ
ゝゝ国度ゝゝ出九のゝ
ゝ九ゝゝゝゝゝ
ゝ法花ゝゝ
ゝゝゝゝ長門ゝゝ

組の内み撰兵若三十人ゟ騎馬ハ五百ハ[illegible]
きゝ[illegible]ハ瀧川家ゟ[illegible]
本丸ハ於て志田野内しハ[illegible]
と[illegible]城中ゟ周の如し[illegible]
のゟ城ゟへ[illegible]瀧川後元来牟礼と号
家て来ハ[illegible]
ハ[illegible]今映[illegible]
的々家康ハ[illegible]
の大将法所ハ[illegible]
ハ必定[illegible]

の優[illegible]
門守の法[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
瀧川家ゟ[illegible]
の通り[illegible]
と[illegible]信長ゟ[illegible]
陣仕ゟ[illegible]
戦み小系家ゟ[illegible]

る御出馬安房守度の出馬仕り候へ共御出馬仕候はゝ
へ共御ゝ御ハ出馬仕候はゝ御ハ出馬仕候はゝ
はゝ海もとゝ安に集ハ武蔵四合戦いも死頻
し彼方ハ方と結り間み右周へ出馬出て徳命の
地を下し給今日を生を已ゝ仕命の重恐ハ今日
長門守宗茂の相ゝ方ハ拓いと分ハ入て御ハ
宗方と切板三千の勢ハ入ゝ死物狂ひの合戦ハ今
ハ高を高中ハ服ハ大清所形方の清勢ゝ方寿
長門守ゝの五百人ハ生死不和の若武共井宗茂
と庵へ門ゝ安ハ軍ゝ安くハ長ハ慎み歩破ゝん必定

と存ハ上ハ出田度の清軍配ハ不歩戦形ハ
分寄ハ不ゝ思入ゝ御門ゝ高田完ハ
歩実清ゝ安を庵ゝ仕今日の大清所住吉清義
陣の寄々先刃を安庵ハ仕ゝ清
ハ僅ゝ百六十人ゝ仕ゝ高田と一ハ集
ハ庵中山川帯刀伊木七郎右衛門伊丹周防を始
ゝて一足一寸ハ川ゝの門合ゝ六千人の間ハ八百
ゝ足ハ中ゝ我ゝ木村度の六百人高田ハ八百人相合
千三百々十三ハの軍勢ハ仕ゝ百数信ゝ安人ハ
十死一生の戦ハ仕ゝ人百人ハ対ゝ城責の戦ハ

を人数を人とい吳子孫子ゟ秘せ[illegible]ゟ結の大法所
とい来候ゟ結れ[illegible]ゟ拾軍秀忠法後へ本村後ハ
ゟ面の恐[illegible]仕業せ[illegible]ゟ一陣の小風さゟ四方
しりゟと高田勝もゟ[illegible]天とそ[illegible]ゟ実立ゟ搦
に上ゟ[illegible]徳川後[illegible]旧書に[illegible]結ゟ大後ゟ[illegible]し
嵯峨ゟ来へ風とゟ中の刻の後ゟ[illegible]本村後
右人ゟ義兵衛内用意ゟ[illegible]ゟ方八百の兵意
[illegible]ゟ[illegible]後ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]農
民のわ[illegible]義兵に[illegible]押寄ゟ[illegible]後へ[illegible]後ゟ[illegible]長
の影ゟ国の出ゟと切掛[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ

一文字ゟ大法所ゟ本陣へ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
て来ゟ[illegible]秀秋の[illegible]軍[illegible]ハ義の下へ[illegible]
押流し[illegible]可ゟとい[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]一天
流ゟ[illegible]ゟ[illegible]の門[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
陣中将軍ゟ[illegible]亡運の[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
きぬハ武士ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
に頭の下ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
下の反後ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
し本村後ゟ[illegible]後に[illegible]士卒ハ[illegible]後ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

本村ニテ〔ヒ〕ロシハ忠〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ

家ハ大坂持口の城内の東頭なるの中に織田左門ハ
道を生〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ元来寡ケ原一戦のうちも父源ハ
道を乗ると共に寡東山道を〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ〔ヒ〕ロ

門守方に客ゐ人数多の世話ゝし御法度ゆれかに
と成て江戸へ知角和九郎御法度ゝ本村の野
の中より撰り取ゝ出て行方へ出野の稽古
と見定ゝ外城田左ゑ門へ逗留せつゝ考へ
居ゝ是ゝ大事の儀なゝ今日住吉と法庫
と言葉の風説に信ゝ伝代の家老に病対ゝ行の
知角を一筋城ゝと思ひ極めなれ云んより
住吉の法庫へ告知ゝ世ゝ後日是の儀軍ゝ先
我ゝゝ安全ゝゝと決定し一書と対しな
文上野外方城中へ行の使ゝ遣ゝ物成

出て出れ行ゝ出れ去文子ゝ今ゝ変敵味方
に行ゝ行ゝ行ゝ出和睦ゝ成ゝ新中ゝ
然ゝ今既ゝ法庫の内用ゝと下ゝ加ゝ中ゝ代後
信代の下人ゝ行ゝ家ゝ家ゝ本の特ゝと出る時ゝ
分立新蔵きゝ中ゝ行ゝ出ゝ高志ゝ世ゝ本村出る
よの出の小屋ゝ行ゝ出ゝ方相撲と貸ゝ出ゝ
云ゝ高志の本村ゝ下人ゝ御人相撲と貸人ゝ
ゝ

但ゝ古来より方相撲ゝ云々神ゝ下
人相撲ゝ神ゝ老人ゝ御人若ゝ石人

本村長門守うしの親市右衛門もうも一ツ親類を
うり出すと云し事九ツと出し一段中に高田の方より
別宿の遠道に付く〳〵御門前を通り（市川邦右衛門）
後と考へ出すの道中に〳〵遠しかは高田の家
来に本村の家来何の方へ（ハ親しそと云ふ）
と思へて今晩ハ口論の方に付く〳〵遠方
名しかよ〳〵云通りと御田市左衛門の使ひ
相々高田〳〵本村と後合〳〵対し口論
高田市左衛門上申の使と申ス
まし〳〵御のるを不存道に付〳〵と申て

帰る上野の方より川に付く〳〵大清水
に動特に〳〵いつせんと御帰しの為に車御と流
れ如〳〵の御ふし付き人に成ふ様相ハ第流り
夫濁て八雑道〳〵外文城内より安世第〳〵為風
に向〳〵戦ハ味方雑兵の体城内〳〵と相
うる中より勝る中〳〵縄襟と相為成西厩〳〵
六人に相押来るハ〳〵や大坂方より後合〳〵家臣
ら虎の皆今日和泉大ると清野但馬守為陣し
紀州留に軍ス〳〵雑兵〳〵安ハ大ら人言
虎〳〵と郷石殺川奥　紀州御陣の〳〵代

実説を聞に清野家と大与同様の者なり
なる者柏仲頼なり代風俗に志なきなる住吉
(この席ものの者家来なる意にて不無家格なる
なりしに渡り都に居住し大阪の御城中にて
遊客かたへの志面なる云者ありて代風俗と幸れる
の古年とに異して井へ入り大阪所の清貧
なる者なれ共この所なる遊の意志さへ志なる者
見義と言実しなり浪人君臣の者志義の忠
世に勝なり迷縄樹を組なる城させ志先
(進に出成れ者なる者柏仲頼なる二の人(後れ

しに家老成始に縄樹を捕へ進に出
しに大阪方の一日の忠義なり
本文前段なる同の場面上邪不
方より邪帝と者住吉表に与藤なり義臺
なる者と毎三の内体方に国なりし内なる
大名なる中内内なる義臺も志同
内なる云武功の大名なれ古信代の人数
内義国のなる今日不に住吉へ与藤なる
内なる代に文譲りの忠義とい是非して地
按摩の家象後に忠義なれ高き井三の遊中

より大友に逆らいしかども石原右衛門尉吉深より始め古市
大小と指出し古城の元に在城の後石原民部
友通てこれを働き城を攻落しかの者共
五二百人の忠義に成て下帯（大小とさしつまく
意しを渡しき物ひ貫柄を取られ
一番より友豊勝六千人二番に市文忠政三千八百
人伊給成六千人右の通り続しうい住吉陸奥
の守に成ぬ
為ぬ家に松平龍雲寺利光ハ三百人の勢と率
堀海道の高に死を渡て敵を拒しう流石行成

渡し物合しを敵とふ和友豊勝の渡を初
を陸より攻松原の敵を攻しを
早速より先と云ふ武者を出しうもう渡出
ける斗を外ハ敵の伴なり歩ましけ大軍
を率しを田原村右衛武者ハ大切の陸場し
ハ必せり口運のかを以月土産なれ
敵て明ハ十八日病死する間しかも大小名の名中
住吉の第上の人々

陸奥仙馬守
武蔵　女房

蜂須賀阿波守
一柳　監物

松平右近守
拙坂清兵衛

古田大和守
奈山伊賀守

かゝる家の逆運なるゝ相清兵衛の宅中名任吉
清庫へ来りて代々家屋敷なれ共逆運と思召
以ての大小名の内中此同異不仕仰付被遣る虎
松平筑前守殿へ被召出大坂責口の絵図ね
清兵衛が拵へ出る高の清兵衛ハ上御
所へ向て西紙代絵図長今ハ中ゝ同出度ると
と申ゝ西紙なれ絵の数智人なるゝ
此度ハ言虎ハ藤吉とやゝ清兵衛不出て

無り成ゝ其内度ゝ申ゝと言虎歎哭
度前代方ハ不来ゝ嘆み今数代絵図ハ
ゝ焼ゝ言拵ゝと大清所ハ代々ハ世話
焼ゝ言和ゝ虎ハ家屋敷ゝ世話ゆき
ゝ所仰ゝと冷泉古物なれ言虎実家
の世話焼貸ハ十百石代度の世話焼貸ハ百石
迄ゝ仕度ゝ申ゝ清兵衛ゝ誕
言ゝ三河物語言虎ハ世話焼ゝ家屋
八裸みゝ清兵の内実度と申て城前ゝ
度ハ奈内ハ出ゝ一向河と言ゝ

[illegible]年間[illegible]ら将軍家法華堂より寄
大姫以出使ふて家出於遠の家より大姫くゝ
[illegible]師〳〵大樹へ下向蘭の家元へ能うゝ小西
かゝ〳〵ふるの孫のゝいつよのハ[illegible]実ふ[illegible]れハ祖父
や父の身の上の吉凶ふるとい[illegible]の間いも見[illegible]
ふものゝ他へいてゝ〳〵言虎ハ他仲初ゝし風[illegible]
不[illegible]元亡ハ郎ハとゝ[illegible]出ゝ[illegible]ハ大[illegible]云
いゝて[illegible]ゝ

大法所[illegible]ハ[illegible]師[illegible]ハ[illegible]田[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ふるふ[illegible]ゝの法[illegible]ゝ[illegible]ふ[illegible]虎松

能[illegible]利光法[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]田[illegible]ふ[illegible]
大城内（法使ゝ
[illegible]田[illegible]法信列[illegible]ハ[illegible]十[illegible]石[illegible]
[illegible]ハ[illegible]寄東の[illegible]光[illegible]ゝ[illegible]仕[illegible]
[illegible]法[illegible]守[illegible]ハ光遠[illegible]師[illegible]ハ寄東[illegible]
[illegible]師ゝ遠[illegible]師[illegible]幸村[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]迷[illegible]ゝ[illegible]報[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]仕[illegible]ゝ[illegible]罪科[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]使遠[illegible]仕[illegible]一族[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

向く法使ふて吉田源左衛門と云へ
しゐ暫く相ふせ幸村家臣の内の武士より所他つけて
さへ敵方より為る使一人ふたりて家の味方に成を
ふふう況や叔父姻の中に客使ふて者色
とて城の知九へ中書家康より吉田源左衛
大法前法使のよしにて家康に関代ふて所
在のことを中遣ふれは大坂に於て
秀頼公法を習の徳尓八幡幸庵庭右馬之人来
て家の知ふ辰この出九の来ふと申して源左
寺とは人ふ右内に上のふ中吉田幸村

叔父の源左寺に向く老言しふふ考度も他門な
き八来の指中石和ふて城内若の九姻の
幸村ふ中々来ふ内春のふふ父昌幸ふと
知ふ行ふ一千万八石及中云行ふ士の中中より
知ふ貴八官位より中来ふ為徒五度ふ
叔任ふ内関内忠相又内度一九成内ふて大将
の号秀頼公内報ふ十万石の孫内新ふ九ふ
八幕下ふ出仕新仕ふ家臣内家下ふ安
ふ中叔源左ふ八内ふ昌幸ふ一人幸幸
石及是非内上ふも家九ふ内ふ八徳度も来ん

万葉代不可憐君也叙文智の伝説とゝ云ふ伝
なり君臣の礼義正しゝゝて三十五年
代る子迷徳尊も寺尾も如九(卿)て秦氏之下
上る之者少性之賦与る汁ゝ秦氏い大唐と云く
大清朝ゝゝ高田に十万石きゝ(と)云伝しい宮て
天下と之接遠出の方ゝゝゝゝ大和源氏九
卜ゝ知朝の家と浪人九の方(内)弱来雑仕り秦
文十万石ゝ中ゝ知高田ゝゝ人ゝ秦下いんゝゝ等
用の尺清方ゝ中ゝ内藤利の以伝統会く
内合力ゝゝゝゝゝゝ中尺ゝ

然ゝい源氏寺ゝ右の通ゝ中上ゝ安大清朝
内猿家ゝ出ゝ下ゝ文武ゝ下ゝ松ゝ信濃一国代
ゝ清四位ゝ松ゝゝ秦氏ゝ秦氏ゝ秦
第ゝ(兄)弟の家名と無九ゝ文安方ゝも第の
源ゝゝ嫡ゝゝ九ゝゝ源ゝゝ先安方ゝ九
ゝの家一向雑和尤ゝ秦の内ゝ不平死ゝ秦
之ゝ和ゝの清深志ゝ和文源ゝ秦ゝ遊
ゝ九文武ゝ業中ゝ人ゝ源ゝ内ゝ九(卿)人
ゝゝ家大卿伝源ゝ清ゝ列庵九源ゝ清ゝ
上中ゝ九ゝ秦村幸ゝゝ第ゝ和文清ゝ

長命成一ト方仁の使と三度とゆるし中寿命
の祝昌ハ中〜迄ハ信濃一國と〜知行の高ハ
幸村りゑみ法ん士と〜石昌ゑ〜ハ幸ゑ
〜大法所当田安方ゑ死セと志〜中文定
有度〜の裏ハ〜ゑのゑ安方ゑハ津川
薬ゑゑみ入〜先〜石後ハ形元仕合
ハゑみを中ゑ角と〜行〜一ト文昌幸ゑ軍法〜
信玄流の四角ハ年ハ〜百年前の形ハ
ハ幸村〜ゑ四角の内ゑ九と〜文四角と
切〜二ハ別ハ三角出来ゑと熟〜れて形ゑ

〜のみ方ハ長程上下用合の石後と〜ゑみ
法軍法〜法年の切ハ〜ハ祝家ゑ一ト形ゑ
四角と〜ゑ出二ハ〜三角と流先〜ゑ迄と
ゑ〜無雑ハ十死一生の合戦ハ成合〜先指ゑ
迄ハ死て生ゑ〜ゑ〜ゑ五ハの軍所
文安方ゑ昌幸〜ハ形と後ハ〜中和流ゑ一ト
自分の武と中切一ト安法所〜家教ゑ矢と〜ゑ
内〜中〜中ゑハ法〜〜ハ方の中ハ熟祝て法
和賊〜ゑん〜ゑ〜知行ハ中文ゑ和文流ゑ
お所来の内と方ゑ法大所文子の技形来ハ

中ほどに軍法に背き仕れば大法にて七十の年
の以軍配を主田左馬之助幸村の四十六年の軍配よ
りはまさるべきなり是を以て考へ見るに
立かゝる年寄て物見の遠きを思ひ
きらるゝ事は以ての言ふかたなし此の毒を
是切腹にて未来の見せしめとして出すべき
敵又を六道物出成未来ゆ成しと
思ふ成に遂ずに千人討死をされし千人のなれるゆゑ
世界に是程死ぬ人生れ人なるべし
古今入乱ちりて生しに宮方帰る代

境と不和武士命と惜み世代楽を田ら命ハ天を
十八年古周秀吉中系泥代の時を度入し豊臣
の元到古の年以前京ゆ帰しる代ハ家の為
思の為日本国と為ら大孫に対ゆ毎に主田
に対ゆ為ら高宮山重月と家ゆ奉ら幸
村ら様々智に礼を尽高の為
大坂城責の時様ら
附桐泉寺の地下人古科代江帰ゆ
兵為軍家内話に伝て久世三四郎坂三
十郎代国元ら

家康公高田城を攻めんとせしに城内高田の家士小
勢なりしかども変に味方なく不敵にして籠城なし
法師丸と申す児法師丸なれども合戦の物能中
上杉景勝家康に逆心出来し忍びて高田城へ使者
嶮を振りて上杉に敵対せしに応じ奉る
下の人数九日本国中の大軍迷惑して潮の引
利を失ひ上杉に出会しめ家康に対し奉る
上杉勝利を得る事なく上杉勝利の大小
名所作へ申すべき為なりや物の上へ今なる
なりし大坂城中の変報を聞きて高田城
の智謀と不用に立ちたれ城を合体して
高田と大坂城中の変報を聞きて高田城内作り
負と端し古老の族と申伝へ侯家又云
清和源氏新田の切腹の時六十万
騎も六十万騎も大軍狂乱軍なりしの家
康の右翼の十二万の勢と不忘して三万六千代
の内に三万六千代合戦を以て武田士
と相へ清代の三河士と川奥しよう物され
なりしに八十二万の上に十三万増して
六万騎も研敵に出会しなれ庭なりし人乃

津に引ゝ入けゝ大坂へ籠城せゝ淀殿の門
ゝも出ゝ国ゝ軍所後藤ゝ雪ゝ出ゝそれの家康ゝ
まゝゝ冷ゝゝゝ春ゝ入ゝゝ大軍成敗
ゝ出ゝゝ味方敗軍ゝ中ゝ引ゝ敗軍ゝ子の討死
ゝゝゝゝ清ゝゝゝゝ第四ゝ出ゝゝゝゝ軍
秀忠ゝ行ゝ大坂城責ゝ出ゝ責ゝ出ゝ
ゝ虎ゝ交ゝ後ゝゝゝゝゝ城ゝ体
ゝ攻ゝ合ゝ城責ゝ攻ゝ上ゝ中
上ゝ者ゝ三十丁ゝゝゝゝ
ゝゝ尾張宰相後藤ゝ中ゝ後ゝ出

ゝゝゝ後藤雪ゝ上ゝ出
ゝゝ物ゝ三十丁ゝゝゝゝ
ゝゝゝ大清ゝ
家康ゝ矢ゝ冥加ゝ
病ゝゝゝゝゝ古老ゝ車
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

て作物実りて後百姓来りて一枚の田み免角は
庶子のごとく法度のごとく畑数大小共に
能七年出嶽を定て古ハより稗を蒔
なし出来物所を中と称し上物の外は稗を蒔
小性中み知りて言葉頭うと上聞を外に上を
耕作のごとく功者なれいとうとうと言葉を
しを添助時代浪人し百姓農村を出生の上百姓
引連年年の間を嶽深谷に百性を去
今言葉所の百性を仕合に去法度の
女の田地とハ見立下り作り方より大法新と

言葉とは武の百姓より代に法代とりの所ハ
稗飯三百疑とよ早くは
菜畑山の下に於て立て
屋方と時日を決し
峯居より非人の中より菜畑山の方と
の格なるものに見立て
と言て五人立て作り
秘蔵して敷ら地獄
百姓家ハ高く中る業の細工なる民
法新と本松なり発て言葉

定捕三十人、其ゝ生捕四人、三人ハ伊勢へ遣ス、四人
ハ召連て上ケしとなり、義豊ハ城中へ黄金三百枚
出、農民ハ〻〻所下ス、住吉へ陣取と云
しとなり、
十月十九日、この頃、平野より将軍家住吉へ陣出
ス〻〻大阪勢、陣所ヲ於〻〻山評定大坂城ハ
中〻出ス〻〻ハ、高槻ハ不出、又上野ハ義豊ニ
安芸守ハ成敗、年人、玉評定、敵別、亀甲源川
と云ハ、〻〻、摂州の地へ切ル〻〻、堺
ハ、のよし、天満に千住ハ天王寺ハと始て

四方より一度に責ル、この金ハ、〻〻、大
大坂籠城と、摂州大坂の地下人、古泉別堺の地
下人、古ハ迷ハ住ハ、この住ハ、不及、城ハ、摂
泉、高槻、高槻方人、志と通ス、堺へ、摂州人
庭瀬の上ハ、高槻、焼捨て、高槻のよの住
敵、〻〻住ハ、ハ、陣、住ハ、高槻、悪と、〻〻
住ハの上ハ、為神代ト、萱十万、米芋十万、米、長
方、高槻、〻〻、十万、これ、〻〻、住ハ出、
高槻住ハ、〻〻、住ハ、高槻、義豊、〻〻、住ハ
ハ、〻〻、将軍、平野、陣、摂泉

安國元年大坂へ為代官
渡仕り候ニ付
以後捕
捕之節の男女と無人為
ありけれ共
法使ヲ以て
光次出家
いろ〳〵申上る
人百姓共の最後
相果ると
河内二ケ國七十万石の
出屋敷
庄三郎
町人百姓
城を
人を
石の大坂
河内

各武士の業にも人の前を切る事十人々果敢
なるに千と中百々二日四日に渡る中百余い苦
労も多く二千余さへ中〳〵一日に尋ぬかたも
知れざるものゆゑ古俵も二百三百さへ大抵
なれと二十万と二日の間に新俵八日雜穀
と中上のみ数に出来中百余り中上百
ものみ実に大内所出来かね先沢為量のみ
能中上俵といふて迷出来さ
に中俵五十俵庄三郎百姓の役用
なる俵牛馬日中の高
は是八一郡ゆゑ俵ゆゑ俵のなき家なきま
〳〵に俵集りに成る事の軍勢へ
俵牛〳〵て四十三万と中出来到れ
二人ゆゑ俵に古俵入り〳〵分量
古俵と二日の間に成たのみ苦
と別俵〳〵中上に異る
次中上百わく一日ゆゑ古俵出来
右新田ゆゑ百姓ゆゑ俵〳〵大抵の
八後庄三郎新俵牛〳〵
私の〳〵中上百姓の

九十月上旬丹波国より船二隻と知行して
向井兵庫介忠安ハ三隻の守護ゝて大坂ゝ
悉く船盗ハ支配の舟と引果し十月晦日と云て
早尼ヶ崎ゝ出船大坂表へ出法へ為船出し
ゝ丹波国ゝ向井ハ先年武田家の元ゝ
船より於て八尋出一の合戦ハ軍船一艘小船
[illegible]
法ハ舟ゝ合ゝ於て二艘大船小船八十艘
余と京都に家連十月上旬堺と解ゝ出船せし
に海上係る風雨ゝ吹荒ゝ中ゝ家数ヶか
ゝゝ船盗ゝ知と加へ八十余艘の義船といこ

ゝ戻せし氏又兵庫ゝ為ゝ公命に日限をゝ
ゝ上船ゝの義の波浪と為て二十小歩軍の士
卒ゝ山坂ゝ険迫と不厳船ゝの車馬ゝ溺死
海中に沉ゝ命氏ゝも討死国前の内ゝ
盗ゝ舟ゝ乗ゝ潜逃さいるゝも討て捕へ我信
玄の代捕へ出ゝ来ゝ為家へゝゝと
下ゝ伊豆ゝ駿の海上ゝ上ゝ伊勢尾張の海と
家ゝ陸に戻と為ゝ一年の月日二十日と
八ヶ年ゝ船難の元年ゝ国二年
三西国の大洪ゝ夜大波と為のゝ昼船

中み居るうち武士たちその上にて死をもとも
うち矢弾の加護みゝ〳〵蝶形よりのいかの間よ
て居らゝみみ死をたちうち舎人掛〳〵拍盤形い
大坂表へ接行〳〵片帆み掛〳〵家〳〵に唐土も
家〳〵ものゝ立帰りうゝ一の手柱との矢の名庫
かゝ名みゝ〳〵向井拍盤二艘形〳〵風石止み片
帆と掛て走〳〵うゝ二夜一日のうち悪風不止候
し向井方知〳〵て帆をたゝし舵と切
て押返んゝ走る船中まゝ死生の体なれ生
も石疲酒と呑〳〵立夜生辞と掛〳〵高と加

〳〵二日目み潮〳〵増刻うち拍盤一艘の舟ハ
日行方と石知候殺うち九て弟の長十九年十月
ゝ風石度〳〵て海上荒〳〵ハ高力疲呆
う長沙〳〵暫〳〵苦せと加へて今日行法まて
走ゝ〳〵信ゝうち向井拍盤と始て船中乃
苦共矢為きゝ代世の人〳〵見ハ石疲呆〳〵
ゝゝり舵の印ハ拍長ゝて伊少地十ハ格者とゝ
下家ゝの船到ゝの家雲ハ伊の吉殺拍ゝ舟よ
の方ハ秘殺の向井拍盤ゝ船の上ゝハ猪利の
音事ゝり船魂と家拍〳〵ものゝ使と下ゝ

又菜岡山に出張し彼是共に向井方私共方
を付し海陸共に拵さるべきに成出来ても責難
し九鬼方私共方に来りの舟よりれた向井方又
又方に命石和の方々の樊噲共い奴らるる陸
の合戦と遠て有るべしいかのめき無法なのうるる
ハ海上の軍なれとものこと共遠住吉より
菜岡山に出張こと也〻何公の元中に成る
虎井軍主者共交方虎方に成れ方古徐方用
おかり清兵衛方知方軍家も平師より
清出方方交清方義虎出樊牧人方

て彼定方大清新清家の一戦初るの元ハ山
と南海と共に吉何方れハ山の名代彼に拵
山に成に〻彼清彼の定ハ家康公の清左
彼方尾張宰相義主に出右彼ハ駿河中納宣長
軍使方て横田甚右方方源九軍所の西相の方
西信九所の三示方川方新井右近方主拵方完
る是方者清方南
将軍秀忠公の出左彼方方本方水西正広組宇人
出右彼の部彼軍方西次組六十人出彼彼ハ水野平
人忠清方山伯者方忠徳清使義の方方原

を加
武蔵守は安房守重信卿と兼て京中住
居へ出動の道すがら小栗又市高春に問ひ
給へと祝人とり居る寒ケ原の時を長山氏播磨
と名を変へ又菊岡山と播磨と名を変へ
名字氏改播磨と変へ其の外の名字氏
播磨と変へぬる不思議なる戦場なる
果しやと云し氏清要の内より又市行ると詳
判と若るとり年九右衛門原ト上ると陣於
姫不斜是は出来ると成行ぬる吉岡の播磨

又市ありまた無り此度出来るとも
と云ひ出し有と云ひ色々と出来る
事なれは不及是非播磨殿名人
かと戦場へ出る大将々三方へ
祝へ歴年寄帰播磨ありと
何か出と云しとなり
因幡へ久世三四郎坂部三十郎安人寒来る
来へ拙軍家内所話へ伺へ月見お屋敷へ
先年大坂夏の陣九鬼廣高武
功の場負ると安云ん去る長十三年正月十五日逝

別横須賀と云へる武州鎌倉郡の内七年の
月日を経て武州鎌倉郡の内百姓たのも
作し寿命成長長生なる者八大須賀五郎尉小
性上の出仕人横山右馬助と云者先祖代の七
ツ〻右刀の新刀と称し磨石出来用ゆ称る故
と合せ人と切るゆ古みのわし作人右刀と
と称て城故先の元新刀と称し世ゝ五郎尉
賞賜し右刀を助と名と呼て出仕者し然
るに元月十五日大須賀家の武具祝ひ日に家
中の右刀と出して吟味する例年ゆ

年久世二四戸坂郡二十戸安人を古刀の業物と
云と賞年間拵て初て持て出る者右刀と云安
人武勇のものを八上庄世ゝ右刀を助中ゆ
右家中の道具を出し先ゝ久世坂郡の元中
元科に出し〻中元安人中々寺元月元
新の古例ゆ出る度道具用利功者ゆ元
ゝ無名いと業右拵不元出る思
安ゆ元道具求いと云ゝ元出る成右刀を助
拵安病ゆ能ゝ元ゝ是八市用ゆ人し元
に右ゝ元ゝ元ゝ切刀の元業ゆ

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

て可とゝ仰かゝる〜ゝ云ふ坂数三十帛被為ゝ
なれいとれ是〜世に蒲生せり〜前の一ッ二ッ為めたのゝ発
る有ゝ為ゝ云ふゝゝ云ふ力と為て力ゝ助と成
一日も切腹しゝるに大けゝ切腹〜ゝ者是ハゝ
立種〜ゝ数久世三四帛ハ年の初坂数三十帛
と是年始約せゝゝハ常ゝ命と掛て為志ゝ敵
三十帛に同能して安人東千立是〜ゝ大事ゝ
為ゝ成方遠止ゝ上ゝ力ゝ助ハ出及ゝ家中ゝ
みゝ成ゝゝ為ゝ遠呆〜ゝ後大源ゝ出ゝる立
後〜陸奥ゝ上ゝ仏明と此の夫の為ゝ立是ハ為

就度ゝ内ゝ〜陸奥家ゝ為ゝ為ゝ出ゝ後何と
情ゝ
然ハ大源ゝ出ゝる方ハ〜ゝ安人有ゝ為と為出し
ハゝ一の対ゝものと強家知ゝ為ゝ成ゝ発〜ゝ
云ふ法ゝ成ゝ〜ゝハ坂数三十帛情て久世と
安人ゝ為ゝ〜立就〜横源ゝ大ゝの為ゝ〜漏れ
〜て立帛
某等安人武ゝ武ゝ敵ゝの情為ゝ〜云
田舎ゝ住居ゝゝ実説ゝ対度ゝ為
ゝ為ゝ対ゝと為ハ他国ハ為出ゝ情

右遠島仕候旨被仰渡

慶長十四年三月　久世三四郎
　　坂部三十郎

右両人江対面申渡候

年月代遠国流罪申渡候代為武家の者
なれハ切腹と下し方とも
為人江対面申渡候仕方とも
似たり　情無と思ひ候中切腹の者
者の前と為て之事
武士ゟ右歌仕出右の状とそ切腹の

者の前と手討軍家へ上ル　忠不
仰出ル大法所法度ゟ出陣以後出
上方ゟ江戸ゟ上ル　忠の儀の法度有し
右代官地へ　軍家ゟ別　京上ル代
家ゟ軍家ゟ再三出訴仕候　今日ハ見
出ル将軍様ゟ武切と解
ハ七年の内ハ歌
ゟ十度ゟ　一時ハ慈悲
を宥ル久世三四郎ハ後ゟ大名ゟ坂部ゟ
別ゟ　結局ハ小身ゟ果ゟ

日本一統志卷第百三十五下

目録

一　新上家村私軍大將道大政軍のこと
附明石丹後守御拵のこと
并蜂須賀人阿波守稼之事と云事
一　古使者新田太の字を名乗物吟味之事
附南光坊僧正法授之事
并大師御起屯反宮の諸書所之事

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』　請求記号 862-160
ガラス使用

日本一統志巻第百三十五下

新左衛門村　和軍大將道大政軍之事

附隆房公・阿波守稙之事

天文十年石州陶左衛門尉隆房

影之十月九日防州へ向発船之法へ者

和平（寄る人々）和よの方ハ九鬼長門守小濱氏

郡司浦十郎・千賀与八郎・寄和と云

河窪せ〻ら向発ハ出れ新左衛門村ハ野田福島

に続く要害の地なり敵ハ是を留せこれ陶一

戦の云味方新宮ら（し）和よ一の責破ゆへ陸

の方ねうち高氏石清水先祖の神宮より私軍の
定りうち右何とうち〳〵守居給へしとて
四方鬼言〳〵ちかれ石寄あられ大法所より先達
て口門方に向毋父子高氏私方に門々私方のよの氏
この高氏東國の母と称て永軍せよと有りし
れ去程うち一度も体にうつせ合新左家村と様
居んと君一同かりうと向毋お盗ゆと等しく
時日一日々の体〳〵異へ一〳〵主門方にとゆ〳〵八体か
らいさ今院の寄と云知しうる花右行氏法し
お盗書度なれとて神の生き給うれも有へ

かれ此一の通りなれい三塔出私すり以来長
生きうち死すりの私中の若しみゆも痛ない然
八明日時日の早けと云氏向毋合兵せ氏者
今院大法所より下知〳〵の長八同一私軍仕
なりも面白かれ代方のんすり奉り所とれ
本京なれ何生も方いわ何思氏如角私軍北
士々者生々楊ら氏の生き給うと有ら八一代二代
々私の早祖父代〳〵すり命の役目みら所ゆも
言も永よ〳〵生かいりうとも果々海中
のとのとえうり無天の寄り長生い無年と生給

八海の橋よりして士卒と下知する大石にも下知い
さ〳〵ねと云ふ外も不梅を夜世の列と軍の
前進して極め外魂と云へし新宮河と称すよ
千賀与八郎云出りと小濱氏弟大内河て我
〳〵者物しても船魂奈苦しかりた世界の金物い
伯はそも海へ〳〵と拵ふるすなり船河と称
河うして九鬼長門守浦向井水軍千賀与
八郎浜小濱氏弟小浦加藤同伊十郎一よく
より出れ外の敵い
一二三口三つり加へて大船も撰ふの云合にて世の上
別小走りとゆく〳〵加へ合ひ世の中別寸入へ〳〵
伯船より
然い新左家村より福島の宿野田宿ゆと三宿
兼常して宮路海中寺小倉作左馬大野道天六
地見して千二百人の勢と成る勿論大坂方の船代
川分〳〵舟幕と張り船市と云て六十艘余
加へ新左家村を夜の舟を引い大野道天を
大河者の嬉楽海のものに今成松平東方入
船の長の事と云へ〳〵思れ頃城と船外川岸
者の程々河盛して夜半より松と並へて熟睡せ

一年なれハこゝ以下〳〵ゆゑ彩の上ハ
相模に楽み下ヲ〻ゆゑ〳〵上ヲ牛安堂しや碎
ゆゑ〳〵軍前ハも不和ゆゑ世の中別寄東方小
濱民部ゆゑ一二の船〳〵向井将監ゆゑ一の船と三艘殿
ともに上ヲ〻ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵先歌の船〳〵家〳〵
三十人計討ル恩三艘奪ゆゑ〳〵向井小濱千賀ゆ
ゆゑ〳〵の毋ル接ル節ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵清水ゆゑ〳〵向井将監ゆゑ
歌船〳〵家〳〵海へ投〳〵荒ゆゑ切て出ル九
鬼長門ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
と忘ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵

さゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵大ゆゑ上ヲ
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵

又岩の城廣と奪れたる歩て上りとまりしか
寒東方い松前城投出しく向井将監殿代
かく下知しかるに松浦の海賊の悪者ども
柄沢丹波殿代と云殿の下られも大坂方
の方ゑい無しかる生捕しく小濱民部下知しかる
と申大野道犬者水練の達者ハ成の時の
嘗なりく裸に成く乗入福島の方に出し申る
大野殿代ハ大安宅へ乗移て命幸く助り竜
出れ私憑く一の矢元ものと野田の岩小倉作左
衛門福島の岩宮治伯中ら安ゑより私と知れ
申三十の乗船ら浮船を移様く水上と漕出るる
船ゑとえく九鬼長門ら功者の私大ゑ様ゑい
船の具と申ハ三ハ船と不絶川ハ大坂方の舟も八
船迄奪えて敵と手ら百八十人ゑ早く伝法ら
川入しかる大坂方毎度船ゑ持ち乗ゑ様安と申
し河盛ら舟代見申ハ柄沢丹波殿中ハ於て寄ら方
十一人の者ゑと手ら乗ゑ様安代ハ安と奪しく
いゑ代ハ元来大坂方の者ゑ様安ゑ様遊
忠ゑ東へ奪ゑ西へ行られ様くの侍ら
しかハ之後所くより高ゑ者様安ゑ止し

と云
安治石住吉に於て市正を召寄し書せらる大坂
城の儀再度焼失合て迅日城と云の責を成申
す評定のもの共を召連に大和より流る大川を
隠て石垣の三方をかこむ其外に越しらう西ハ海保と
号し西国より入船の門有る夫より堀と云
続け水の数何百艘と云数と云和歌浦と
人家并て岸を迫り南ハ堀江と云く
人馬この地利と考へハ湖水なる淀川の
流れ来る小高き山ハ孔雀逆茂木を引る在

を不知を渡に仕る高サ二万の塀を付置く
と掘並へ大堂の天守を白雲を聳へ
城門の持に〳〵より塀高く
嶮岨なし角先拵へ敵成行掛る塀ハ十五万余と
沙汰せれハ寄手方の評定も敵成ると云
新説と云ものなく流石安治所も名高き
と云事なり城責の段評定ありと云
軍法なりしハ物別拵ハ大名方ハ拵ハ
婦次ハ河内国主結城備前国小書の生駒の度
木津表の足場成共平地ハ家老稲田

源頼光中村右衛門尉を召し川角一郎兵衛大夫
を召し仰せられ給ふ其の子細は摂津国の家
時代より先祖の家来数多なれ海賊なれば
資盛を始め平家一門の者共の所領の
ハ支ふ事なく陣中に志し忠を抽ん
所と云ふ所しかハ軍に評定をいたし給ふ大将
所詮勢ひ大坂城廓堅固にして幸ひ攻かた

代義経公の不及も尤の儀既ちんといふ
思案まるるに依りて河波寺殿と等しく
日本国の郷貢悉て不落と云ふ有さまなれ
ば定て味方のよ原去年死傷所疲に憑
より思召儲せ給ふと雖ども海の某一責当て又
度方に帰ること程の京一ケ所も方
攻元禄城ハ也さ一ケ所の城の塗通ふた城中
の者共弱り一ケ年なれ共雷と振ふ中上し
を大将所芸法感ふ親父の家軍門に帰て
ものと元合戦の上よりなれ実に一の段と云ふ

方々に出等の言葉を稱し文字等と攻撃す
ること甚だしの大抵の樵は浅薄なる及び深
老武者はいまだ大坂方の
逆心あるべき様子なく方々かい老武者はいと誠
かに若武者はいと越度なく所詮方々老人
意弱く驚入候し若しの大将の命を拒
候らはゞと精神実成ゆえ逆心の稱文等雖
不申ゆえ大抵樵は反意なきことを
申上る大清所法と云為ゆえ
家康も存の外なれと云ふ不申しかと歩入

方々に一旦仕果たる
忠節此国に名を三国に高し清師偽る守と中合て
一戦と定し方一ゆえ十万の兵
物無先と思ひ大ひに
り遠く果敢不行と所存とて
意と云ふ外陣幕にて
より事内方にては稱文等ゆえ大清市商
の九ゆえ
の内存の場合昔より人馬
進退不自由なれは必居度なれ
より宮門の補偽る守も社寺合一清苦

[illegible]
[illegible]
[illegible]

きこゆる後世のはしとなりて和と早しゝ示
うかと汲初門さうさう又家老たちんと集めかゝる
稲つさうゝ云語雑孔しゝ蛭ゝくもるう和と
常安ゝゝ遠中ゆゑ持ゝ提灯て投飛上
常人なるゝ過と扨しう樋口内蔵かう原と
先ゝゝ風と遠ひと行ゝゝ投出け代旅う風
やゝゝゝと扨所後もも拵ゝて遠ゝゝ
原代城風と家ゝゝ家詰ゝ家老ゝ内ゝ
ゝや稲田山田五人と先へ投けうう所ゝ声
と拵ゝゝ敵度と云ゝ拵年之間ゝ捕演野但

馬守方へ中合よゝゝ遠ゝゝ呼ゝと安ゝ等
ゝゝ山田と稲田も原ゝを拵ゝゝ宮内の但ゝ
のゝゝ云原ハ待ゝ世ね代方ハ大石実合ハ不原
ゝ人ゝ六ゝ安ゝ宝平ゆゝゝ所後ゝも是
ハゝゝゝ云ゝゝ遠れゝ石宮内但ゝ乃五拵
ハ無業内稼ゝ今ゝ黄拵ゝ家ハ後ゝ七ゝ原ゝ
遠義本一重拵ゝ時但ゝ六ゝの後ゝゝ拵ゝ
大将蔡長之拵拵ゝ操と拵ゝ味方の拵と面人
ゝ後地のゝゝゝ島ゝゝ家ゝゝゝ同苗ゝ長
家拵後ゝ云拵て一般の拵と拵て

節遠州家老の者共数人城方に石丹左
衛門殿と同りしを評定の上石丹左衛
門城へ〳〵に成ケ崎と道〳〵に出て
次より城内へ押入る思〳〵しかい鳥と切
立る者五百人程有会津勢城内より押立
ら出る石丹左衛門立帰り敵の喰ひ崩るる
事を歎のうへ立〳〵えるうり行と決し
よの者城内より出し八人行交る名代十六人
切〳〵切て入合戦に成り戦て敵の素
通切て入り〳〵者や奪て持る事東方の士卒

三人とハ成石丹左衛門を捕て持る事と自分
元屋〳〵ハ南〳〵安倍御心
惜次第家の旗印と成る毛の四半の事
なるや稲葉ケ崎の岩の東方の上へ押立り成石
丹左衛門の旗持を家来に捕立成ル旗と奪ん
見へ〳〵ハ成〳〵立掛けて城の内へ入ん〳〵せ東
国名将記ハ城内〳〵稲葉ケ崎へ寄東路押入て
主君八郎〳〵きよ〳〵文と寄〳〵南に成り
しの中国に其形切る所東に久米源八左衛
門三宮 三ケ崎惣八 ケ崎中下道 吉葉 ケ崎 是ハ百人

猶色〻大小量の武器等を長さ三寸の成り形石
柳枝かれに分ち作りたる廿年清代のわ〻ぬの中ゝ
云ても三郎為恕八幡宮のいく〻柳枝かれに向
て稱名唱ゝ祈ゝ共舟を出ス
法討死者〻に菜施を分て法華ふ
柳枝を見遣ゝ云〻ゝ定て塔婆
と明け品をのゝ中ゝ社ゝ入ゝ見へ
討死者〻に菜施の分の行の章歌を書
云ゝ方〻云事也ゝ云ゝ君三郎為恕八幡宮
終夫のわゝ昼時を稱名唱ゝ祈ゝ
に明石舟を出ス切戸を切戸を
竿かつき迎ゝ舟を出ス
ゝ社ゝ行ゝ
ゝ出ゝ
八三天八すの手作り後中國吉備津宮へ
菜一文字十八束の為山に為
を見て切ゝ社ゝ
なめさせんゝ廣云と吐ちゝ
切ゝ舟を出ス
ゝ大宮の三郎為に

祝と引合せ候ものゝ中より赤痘篇のゝ者共
中へ押立候ハ石舟屋より今迄ハ薬より深よ七ツ赤
痘ゝ者ハ候て奥ゝ引籠候ハ八人ハ候ハ
両りゝ者ハ三帝鶴流行ゝ先ハ同出ハ候ハ
引入候ハ候ゝ者ハ舟屋ゝ後ゝ蓋屋とゝ赤
ゝ命ゝ拵ゝ者ハ拵て参ぬ拵ゝ者ハ見ゝ参ゝ再ハ
伯父ハ対面ハ成ハ血服ハ成て蓋ゝとかゝる
三帝鶴ハ使ゝ者ハ赤痘篇ゝ者ハ先迄て
拵ゝ参ゝ者ハ拵て迄ハ人ハ高しハ参ゝ
於合十人ハ者ハ拵ゝ者ハ蜂須賀赤痘篇ゝ者

市ゝ者ハ石舟屋ゝ者ハ迄ハ者ハ
ハ者ハ漢ゝ者ハ迄ハ者ハ迄ハ者ハ三帝鶴
先ゝ者ハ拵て迄ハ者ハ先ハ者ハ十八人
対例迄ハ者ハ者ハ拵ゝ者ハ者ハ
山田蔵助下知ゝ者ハ出ハ切ゝ者ハ溢ゝ者ハ者ハ
ゝ者ハ人ハ拵ゝ者ハ味方ゝ者ハ病ハ者ハ
迄会ハ拵ゝ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
蜂須賀ゝ者ハ迄ハ十ハ者ハ押立ハ者ハ芋苞ハ
稿元もかゝ中ハ拵ゝ者ハ迄ハ者ハ者ハ者ハ
と稲田源兵衛大音上ゝ者ハ者ハ者ハ者ハ十人ハ者ハ

花和ゝい道ゝ者ゝ安ゝ下和ゝ丹後ゝと行色
しゝ絶切れ花郷ゝゝい川例し苦戦ゝ国ゝ
丹後ゝと海へ川ゝ三郎ゝ為行ゝ手ゝ切挿
て通ゝしゝゝい八人の郎ゝ示ゝ切例ゝれしゝゝい三郎
為今ゝ我ゝ死ゝ生ゝん八丹後ゝ通ゝかゝしゝ兵庫
しゝ於ゝ失ゝれゝい本ゝ色ゝ比ゝ国ゝとゝい事ゝ知ゝ
しゝ国ゝ宗門の国ゝ安ゝ行ゝ城ゝゝ八ゝ無ゝ
丹後ゝと諸て大将ゝ命ゝ万ゝ辛ゝ船へかゝ
死ゝと新しゝゝ三ゝ八郎ゝ士の拾ゝ度ゝ通ゝて嫌
へゝて来ゝ参ゝれゝゝゝ敵ゝ国ゝ敵ゝ

ゝ迫ゝ天ゝ下ゝ丹後ゝと拾ゝ手ゝ上ゝ為ゝ為ゝ
上郎へ殿ゝゝ川ゝ結ゝ命ゝ切ゝ板ゝ手ゝ板ゝ川ゝ
へゝ拾ゝゝ三ゝ夫ゝ三ゝ也ゝ恭喜ゝ屋ゝ国ゝ命
為ゝ歩ゝ振ゝ大ゝ拾ゝ変ゝ三ゝ手ゝ三ゝ為ゝ
ゝ呼ゝ八ゝ海ゝ海ゝ八ゝ拾ゝ八ゝ丹後ゝ入ゝ
しゝ国ゝ郎ゝ三ゝ方ゝ四ゝ方ゝ押ゝ手ゝ国ゝ
海ゝ丹後ゝ金ゝ延ゝ八ゝ石ゝ男ゝ家ゝ命ゝ通ゝ三ゝ民ゝ郷ゝ
て家ゝ成ゝしゝゝ海ゝ海ゝ河ゝ後ゝ家ゝ拾ゝ
為ゝゝゝゝ家ゝ方ゝ殿ゝ家ゝ拾ゝ候ゝ
と家ゝゝゝ早ゝ手ゝ家ゝ丹後ゝと手ゝ止

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

人なせし三郎為と云者し門内南に立て矢入
り三郎為家八隨分働きいへども大勢
成諸しらい実掛し矢を放て上りて討死せ
しを面目より実掛し矢を放てなと稲荷と云く
稲荷成こなに入て矢を放てくるる敵人稲荷
流のと云ふる幡源蔵人に一人の上
より辰の下刻をみる際に大将源義朝
北堂し保武道の吟味家なりしかい
三郎為家前と云りの命し矢を放ておらなのを稲荷
て六人に廣義英斗矢を放しこと

殊更赤幡家の三郎と奪人云者を
を打後手すく丹後る武面板羅ハ必死の
場と切板塀へ入る事歌なくも貴男の御
大将の前み流くる事と云ハ
三郎ハ道奥なり行矢支成参て一の板ハ矢を
忘まてり矢を歌方へ云くる者より少しも
死せし丹後る手死なき上ハ面を出
城門へ引きしハ七代家の三郎為家の吟味なりと
歌方ハ三面後藤明石と始りて矢の形
城の矢後せし中と

此度軍いまだ大内内ゟ大法所法令を以異議
捨使に横田高方ゟ源氏作方へと令をて異議へ
とのけ事ゟ横田高方ゟ源氏の禅尼（巴の義仲
之一代記）上野介方也使とき〳〵河内守作
一よとゟ〳〵探文ゟ咋今ゟ出れい横田ゟ法を
是しゟハ法上使ゟて三田源氏ゟと令下ゟ法
御法ゟに級解仕るゟ出廣英ゟりはれ城人
賀ゟゟ上聖介を使と令ゟて宮内少輔但馬
守ゟ方加ゟ令ゟ諸方の家ゟ来ゟ家ゟふ
侍貴掛ゟ無是非解と成わゟに蘭息の法法立

法の行一よとゟ〳〵京方の法度教へゟに上野
上野介西紙横家の示出撤城能法令ゟ〳〵発く
四人し方宮内但馬ゟと加へゟ〳〵ゟ出れ方
の蘭ゟいゟとゟも若しかゟ保城内ゟ新
ゟ来ゟいゟ嗜次ゟ発し〳〵宮内少輔方へ
川源し名馬と体メゟ〳〵の三度の法使本義
四郎と方を西文法方と中源し出れ稲田派
相ゟて大法所法方ゟ不ゟ海に城家の指方
ゟと同しゟ歌の出度ゟと令ゟ他のゟ
源し一方来ゟ海ゟ内上城方進来ゟ

味方弱く仕出しかたなきゆえ城内兵四
郎中村右近兵衛尉両人を河内国法善寺の辺にて
しと雇もふ故稲田中上るを以後しも者
とも宗旨の先より城内中村右近兵衛尉両人
よりと不負ものなと川端にて八百人余稲田
ケ崎と守りしに河内国方へ寄手兵庫尉
ゆく稲田方へ寄手と宵ぬ程に寄手
方の内にも新中にて稲田義兵衛尉不
仕候者いかにも平接新接しなり
き名人なり大清前清安ゆえ城に稲田中通り

ゆり家康にも大小源しかりき者なりさしに
しに新作りと清前みなもなる小栗又市
服とも出し支度新る事かいむく使と立や
らぬよい前に印使者と言ものいひの事に
言ぬるゆりなりあるとて言る庵を使ゆせぬる能
世にしまるしかりに成出なる時宜接新
と言ると新しかりなる日本の内沢
りい孔世の孔ハよりなり人交りに城右平間て
なりと新作りと

清使者新組の字
子貴物作味のり

附南光坊法橋
兼大野城主
新田左衛門
地集る
又日向中新役
豊後主税
本多百四郎
和田庄左衛
村田權左
右の後
山上伯四郎
田上右京
日下部五郎八
右の後
相役の山本新左衛門

備小栗又市
て太の字の
手の太に
功又もあり
さ仁分の
八本役足軽大将
殿の軍の使番
太ト家名
止て所の
名何と云
小栗
我も
代家
役
使番
定
家
武
同役
有
出た
家
上
使番
黙
横田初
右衛

右馬ハ家ゟ所ゝ ぬ所いまゝ石ゟ始て出
て横田初庫殿出ゟ云ゝ小栗又市国と迄ゝ出
しヤウ〳〵高右馬も併右馬も甲州武田の使者
ゟ〳〵寡ゝ家ゝ云ゝ家ゟ及大概日本に知ゝ迄ゝ百
姓の子孫ゝ家ゝ ゟ他家へ出〳〵男ゟ
九ゟ始ゟ又市ゟ庵しや使者の役郡武士道の
元祖と云ゝ味方ゟ甲州武士の中に云ゝも初庫師
横田ゟ れハ外の外に立後しゝ又市 節ゟ不及共
及ゝ市後見役ゟ ゟて横ゝ ゟ有ゟ上ゝ
使者の中と役者ハ大法所ゟ法教ゟ

大郎〳〵ゟ安ゟ三河ゟハ内役者業ゟ役ゟ
コヌ付ゟハ武士道の横家ゟ成〳〵結の始ゟ云
共ゟ又の字指物ゟ成ゟ清ゟ〳〵横の作成
士ゟ代ゟ方ゟ同〳〵て指ゟ外ゟ不和横
田代ゟハ武田代ゟ下ゟ者の百姓ゟ
に出〳〵又の字ハ横ゟ〳〵ゟ出ゟ初庫殿使者
庫家ゟ云ゝ成小栗又市川止ゟ初庫
殿ハ才打ゟ ゟ横〳〵ゟ ぬ能ゟ持〳〵
云ゟ〳〵ゟ者の時ゟ川ぬゟ家ゟ又の字ゟ
の利ゟ所ハ役ゟ者ゟ止ゟ使者一通ゟ

士と云名を一ツ宮家の魂くべに成て来るべ
し三河国の使武士
大久保兄弟　幡屋　天野　三宅
西尾　鵜野　成瀬　石谷　高木
色岩兄弟中根　安藤　河野　酒井
栗田　桂村　熊澤　高力　井上
渡部　戸田　神谷　大河内　茶津
永見　内藤
此頃八使者として武士なる成る共軍使
役なる弓矢の国柴乱て鎧柴と成る

秋しなり十七日秋し云花と共に山中新太郎物書
ハ三河国代一ツ品を八戦先の軍使役の長合
八弓矢の様子の戦場の云合と集り来る長
時の百姓横田初庵師赤穂と家康組と
云ハ天正十二年より十一年ハ三河組甲州
組と云ハ横田初庵師赤穂と甲州組と横田初
庵此人ハ若輩とハ上ハ
中ハ近集る面々
古屋　小幡　曲淵　加藤
内藤　河原林　桂子　小笠原

坂本　鴻田　石黒　長谷川一堂
筑紫　茶倉　宮賀　庵光寺
飯田　大鴻　秋山　三枝
久保田　万宮　杉井　淵名
保科　伊沢　屋代　津金
日向　友宮　小宮　逸見

是ハ先ヲ以て甲州武田家の臣ニ集る者ハ八十五人三河出張代五十八人先ヲ進め長篠ヲ洗陣中の口定ハ同役ハ四十人ハ長谷合と八山員外元と拵ヲ八十八人ハ百人ハ敷人

大勢なれハ此度一方通ヲ長しゆうみ安房ヲ
中出せハ大久保彦左ヲ敷ヲ部ヲ同年も軍役
の為役大概ハ利く役人ハ宮ヲ其ヲ何も部
拵ヲ人ヲ渡ル元ヲ成ル拵ヲハ否く
大久保意等理不ヲと元成一門頭の相拵ヲ
代渡ヲ見ル為ヲ等ハ沼津の城ヲ門渡ヲハ我
役ヲもなく無ヲ出ル人上野方ヲ拵ヲ長合て
評定ヲ成ル明白ヲ者て後ヲ元ヲ成ル事出と
ヲ成ル成ヲ一同て成ヲ上野ヲ分ル
役と立ル家の事ヲ成人より甲州組ヲ小拵

孫市三河組より茶津梅干之助女人を以て上野
方を頼ましりかい女組の清蔵寺の庵中かく
の合戦に出使者の小屋へ集り来りしの事有
清蔵元右衛門小屋なれば先達て清蔵
の浮説を聞て驚き大勝の由聞
之報ずるに茶津清蔵へ云百生仕るの義合を仕
十人程の合りかと出寄て茶津梅干之助申上る
私と小橋孫市方へ出る之百四拾三人集りて中
と云者百姓共を招き夫々仕るの評定を定
て例の浪人の如く陣中へ合と備せと云ふ

し清蔵元右衛門上野へも清蔵
のかく相違を以て茶津へ御備の新
らい名数へ老中へ惣代女三人宛上る可御
し成りかい方私ども申して津正メかしと存て
津へ茶津へ上るハ今と云ハ清使
の義ハ明一度清蔵へ上り中上る
りく上野方之後日の咎ハ清蔵
庵と之元正統御使て清蔵と之老度ハ一同ハ後
同と云ハ一所ハ此の所ハ無忽ハ呼れハ
上野へ今日の合の事ハ之人ハ後同なれ

ハ字一役人と称して添々僅ひそかに云ふ所
是ハ名の成る上聞なし行と使し法令ありて
稜々に合て何も中ん〳〵若長は穀を取れ其
惣名の合の場より名〳〵金家しるハ勇角上の題
てやといふ〳〵れハ新組の使番方へ使と立よ
〳〵〳〵使番の家名仕合名角稜に成れた古役
の軍ハ名場負と称より有之の字の元と何成し
把定〳〵何とも方の見と云節を い五の字乃
家物を無用なりとやきた新組の元大名場
代方より新て字作す〳〵軍使役あ〳〵上〳〵法用

猛と云〳〵作と称ふ〳〵ハ法家定例の大の字乃
家物何方へ遠忘生し中合義有し元の代方も
定と〳〵と見〳〵を後部度ふる以新て〳〵家物に
摘て字〳〵の部分成是言なり
代名〳〵と平列組三河組ゆて
不下出来大名保元た〳〵歌見〳〵に用猛と い何事
世廃ハと用ふ見れハ世奴等と軍使役とハ
〳〵此上々堂院ハして大の字の家物と摘て出
〳〵出ゆと元布切れて再ハ拵ふ〳〵剪り出と横
田吉右ふ〳〵右〳〵夫々元家物ゆ名ふ〳〵人

の甲乙不正流儀を世方より撰ぶ武道の
吟味なれい代組合より上へ申上て五の字とのの正
法兼川かくいうこの評定とのうち名是ハ元
と法者へそうの格家ハ本文ハ後のうち文〳〵
正紙方へ百三指之人お結ましと十二人の内後ハ小屋
に始〳〵六の字の芸物と撰の後ハ第代
未文の家法とハ言へ上野かの小屋格〳〵して
意〳〵入意ハ伴のうち正紙流石名人〳〵遣て世方
より返言ハ先ハ名人小屋〳〵一の後と接技
してふ始返〳〵法者へ出〳〵右後ハ是非ハ

上ハ家原公法之接大形ハ古来ハ立の
家来代撰〳〵ハ不称家来の方より立人
のハ外ハ津と撰ハ奇怪千万ハ定て頭ハ
と後本人ハ元ハ意度今ハ〳〵遣〳〵お和
きハ郡の意郡〳〵遣て郡士道奥義の推宗の者
士の内ハハ切接せと次の郡法家文ハて
上野所文〳〵ハ上ハと以ハ立毎法兼川山家若〳〵
伴ハハ始ハ文ハ金地院格家ハ〳〵南光坊僧正
九人有〳〵ハ南庵の出接接ハ〳〵〳〵法部文不等
者と法流〳〵て南光坊正紙ハ文ハ

上師の右に段々書たる如く南光坊
出羽守が度合戰は久敷相つゞき武士道も光り
和らぎ城て敵の法務光弱へ〳〵終城の浪人
たち力先とゝ〳〵國務と心掛きい大割も法み
有りて高きゝ〳〵なれば坊主は天王寺み道曲い
う大威德明王の法代行の武運と祈る為
丈夫れい高きゝ〳〵上師の指軍々師〳〵
信玄法信時代の武士の行しめしも智るるか
〳〵為〳〵国家為に万矢八幡宮武士道の
巻陸天の口のわ〳〵と法師素抜と一入と有く

中別三河安祥城に法師の名古屋の城中武勇
の家系なれば太の字の家の方物真に〳〵日向書
〳〵又新田の使者元々世話取扱は有りもせず軍
士役の見へいまゝ有れば太の字と行み法の書
〳〵一度切〳〵と為〳〵恵〳〵法深〳〵南光
坊法扱〳〵名合点せ〳〵々和極の古戦元〳〵
実〳〵
那て慶長十九年十月廿日より義〳〵城代
元豊の場〳〵と法度城方も用〳〵持合く
と急度守〳〵防戦の仲かしも安遂万元〳〵

大坂城廣〻いと大にして四十二万石の諸侯の城なり大
軍日本初て古今未曾有の城なり城の廣さ
の丁場大小名に割りて二万石ゆゑ責ては
百家の定なり家々軍兵の先陣なり後巻
作法なる事虎ノ門の警固を幸にして天王寺口へ押向
ふ此度の惣構黒門ノ外那須与市良利橋といふ木
村長門ノ守ノ守此日大師流兵軍法の
ごとく門〻ごとに仕りかゆ軍兵東方後巻
の陣を見渡して那須与市語りけるは良利元来
きよ時世〻不及是非後巻言ふ虎ノ元来後

巻村〻〻江州浅井那の小村なり浅井家へ父白雲
源ノ〻〻〻〻年来別〻被せ成那村の下役へて
出〻〻〻〻〻浅井家より長政誕生の初
作和山の城主板部丹波ノ国分なりて信長へ板部
丹波ノ守ノ〻〻初八月廿五日板部の家来の如く
主後板部丹波ノ電ノ介ノ大和大納言殿へ出〻〻
浪人〻〻作法ノ〻〻文成〻三万石なりし後
堂文百五十万石なり〻〻〻〻なりて慶長五年家
ケ原の合戦へ追従〻〻家康方と成る虎
一倍の加増ノ〻〻二十万石となり世度なけ八物

而以て万石の加増に成り、所領を賜し給へ、家康公
はこれを聞て、城に帰るよりの家一度の大名となり
出羽一世度法華と号せられて度度に向ひ
うとしける処に、武蔵は、武蔵は、ともはれ寄加みつさ
第一軍門の前とさしたつさい進ひ、語り
られ、那立馬の中にも、秋世の武士
後藤平内かさしたけ度は、那中に接戦しける
大野修理の接立さみ、言蓮さう家来の中の大言
なるはあれを出る、後藤の下の中の中
に何かしと云出しは大野中分は後藤

一度ゆる相の西口と注左言のうち出んと云人
はいとも二人にても対戦し、加かせよと云しは
果しけり

ヤイ近江の国の後藤村の七百姓源内
将言虎太閤法華と高きさう
時き、は後藤の中の修さ奴原ふうと云し外
して云閑出、さよりは後藤に載中の由の
大野那より出、走歩の知るもの有うしう
大閤法華に、国に近江国に法華を
は上はよの百姓なれた幸不なはふ及是非御

中百より之て安房に成し年の仕合ゟ大死
八十名ばかりと云ふ信長公越前へ入の長大師
ばかり業問ゟ今の所へ在本下総右京亮の
上へ分ち入れより東へ凱陣の長武士と成り
ゟ九月廿日ゟ出て遠江へ出世
しゟ段々ゟ一ゟ以今の法花寺大閤時
代法花ゟ出て新ゟ毋ゟ大閤時の居ゟ
寺数ゟ成育立ゟ仏ゟ堂家ゟ居
る之安房深く持み居る所を知ゟ成かし
花言上仕ゟ通ゟ

大言上ゟ中ゟ越前国大野郡の水居百姓
十名程ゟ裏の法理尼名字もなく大姓と名
字に名乗ゟ推宗ゟ之ゟ新十名程ゟ来ゟ
来て亭ゟ之ゟ年ゟ成て暮居ゟ
居ゟ之ゟ不先者ゟ遠ゟ之ゟ
と云忘ゟ中ゟ新大閤ゟ成ゟ所の藤
主と家来も名字のない日本国中の迷ゟと云
大師法理尼ゟと名乗ゟ所を除ゟ名
対ゟ矢成遠ゟ中ゟ中ゟ居ゟ所ゟ安堂
彼の六十人一度ゟ成ゟ第人ゟ大死法理尼ゟ

[illegible]
しても云伝へしまの息の信濃守なるべく其先祖は
新田の一族にして流浪して足利十代の門に武
名を上げ近代世に出でうるに[illegible]の後を二階
唐人笠馬市に同じるも其父大師道大夫新
朝の元帝と切ってとって虎の頭と言葉を強き
しるを以て此度も大将[illegible]
[illegible]と称して[illegible]
[illegible]の士大将[illegible]
大義堂の後より西名を呼ぶ[illegible]

我智謀[illegible]一通の諸書を調て清代の[illegible]
人[illegible]持参しいろいろ書かヽ
[illegible]入の此度[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]東国[illegible]

十一月廿一日　右大臣[illegible]

義堂[illegible]
[illegible]

和り出雲神の遠と伺ふ家中の刀を組の家
臣へよりの見舞物を受て受出し書状持ち出せ
ば言葉遣ひ丁寧にて殊に上野の前にて
しきりに伺ひ出しも止むを得ず家来に申聞せ
塞せ給ひ石見を受取る所に言葉は変化出来
高の内にて拵ひ是い歌かるまの謀書に
て言葉遣ひに有り迷惑致す
伺ひ出ると一同の状書状見せ
此時い石州の内中に言葉中分雑兵時に
前に於て切腹より和尚あまり出来ぬ

天下の天魔の不分に細しく実ならうと行成
よん行柳ひ言葉迷書と思て私見和ら
出の法師に大師流祐筆の法
井出六ものこと海に無形式三年以前
出云ものに別祐筆に百枚書せ見中に
ふ和ものかに百枚書せ見ぬ
き流書に変形の書に出の祐筆行人
言葉ふ大聖寺家出書せ
使の出来へ出へて縄ものと呼出
寺に家壁の使へ寺頂中

特 3
1

[illegible]
本陣之事ハ拙者しゆハ城へ入ら町人とハ[illegible]
り金と千両きたし[illegible]
前ハ[illegible]
ハ[illegible]
[illegible]
両ハ金[illegible]
[illegible]
書ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

蔵書之記
幸田氏

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用